

## 佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業補助金 事業概要

<b>事業目的</b>	佐渡市における有機農業の取組拡大
<b>事業主体</b>	農業者、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人、農協、農業公社
<b>申請要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請年度において、導入機械等を使用する予定の有機栽培面積が、<b>水稻のみ、または水稻と園芸作物の場合は 30a 以上、野菜など園芸作物のみの場合は 5a 以上</b>であること。（農業者等の組織する団体、農協を除く）</li> <li>・<b>事業対象経費(税抜価格)が 10 万円以上</b>であること。</li> <li>・事業実施年度(R8)の翌々年(R10)において有機栽培に取り組む面積が、維持又は拡大予定とされていること。</li> </ul>
<b>補助対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)表1に定める機械の導入経費(単純更新を除く)</li> <li>(2)表1に定める機械の借上料</li> </ul>
<b>注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)補助事業上の有機農業とは、化学農薬及び化学肥料、遺伝子組換え技術等を利用しない、環境への負荷を軽減した農業を指します。</li> <li>(2)有機農業であることを証するための栽培履歴等を適正に管理・保管してください。</li> <li>(3)必要と認めた場合は(2)に関する書類の提出を求め、現地巡回を行う場合があります。</li> <li>(4)採択にあたっては佐渡市における有機農業の拡大・普及に資することを前提に、現有機械と導入予定機械の作業能力、経営面積等から総合的に判断します。</li> <li>(5)他の事業により実施することが適当と認めた事業は、この補助事業の対象としません。</li> </ul>

表 1

補助対象	補助率	補助上限金額
水田除草機 (乗用・手押しカルチ、アイガモロボ等)	50%以内	30 万円以内
堆肥散布機 (マニュアルスプレッダ、ブロードキャスター等)		
スタブルカルチ (粗耕起用アタッチメント類)		
温湯消毒機		
無煙炭化器		
土壌分析機具(薬剤等消耗品を除く本体)		
上記機械の借上料	50%以内	20 万円以内